

# 精神障がい者の就労定着支援を目的とした 「就労サポートカード」をご活用ください!!

## 精神障がい者の就労サポートカードとは

精神障がいのある方が働き続けるために何をどのように支援すべきかを検討の上、適切に対応していくためのツールとして、平成28年5月に大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課が作成いたしました。

### ここがポイント!!

- ・企業と就労支援機関、医療機関が連携した、精神障がいがある方の職場定着支援で活用できます。
- ・障がい特性や状態像、企業や支援機関の役割等の情報を可視化し、共有することができます。

## こんな場面でご活用いただけます

- 企業(雇用主)への「情報提供のツール」として
- 企業(雇用主)が困ったときに相談する「連絡先を明確にするツール」として
- ケア会議などで決まった「支援の方向性を可視化するツール」として

# 精神障がい者の就労サポートカードの作成・利用の流れ

## 実習開始

基本情報カードの作成

## 企業に就職

連絡先・定着支援カードの作成・利用

## 本人の状況を把握

睡眠不足や、集中力の低下などにより、業務に支障が出始めた際には対応が必要

## 企業から連絡する

企業は連絡先カードに記載されている支援機関の担当者に連絡し、ケア会議を開催

## ケア会議を開催する

本人の状況を企業が聴き取りしながら支援機関と支援の方向性を決定

## 引き続き支援を実施

支援内容を本人・企業・支援機関で確認し、引き続き支援を継続

## ここがポイント！

「基本情報」  
「連絡先」  
「定着支援」  
の3枚のカードを  
場面ごとで  
活用していきます。

詳しい内容や、サポートカードの各様式のダウンロードについては大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課内のホームページまで

**大阪府 サポートカード**



「大阪府 サポートカード」  
でも検索いただけます!!

## ご協力のお願い～活用事例の募集について～

現在、「就労サポートカード」の活用事例を募集しております。

今後の「就労サポートカード」の普及や改訂の参考とさせていただきますので、ご協力いただける場合は、大阪府自立支援課(06-6944-9178)までお申し出ください。